



# 長野県報

3月17日(木)  
平成28年  
(2016年)  
第2757号

## 目次

### 規則

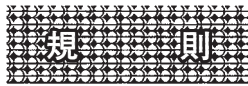
長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則（環境エネルギー課）	1
学校教育法施行細則の一部を改正する規則（義務教育課）	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2

### 告示

消防法に基づく試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出（消防課）	2
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	6
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出（会計課）	7
道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定（文化財・生涯学習課）	8
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	8
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）	9

### 公告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（3件）（産業政策課サービス産業振興室）	9
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧（農村振興課）	10
特定調達契約に係る落札者の決定（建設政策課技術管理室）	13
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の休止の届出（企業局）	13



長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年 3月17日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第5号

長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

（長野県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第1条 長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(3)のセ中「第2条第1項第16号」を「第2条

第1項第18号」に改める。

（長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正）

第2条 長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号のソ中「電源開発促進法（昭和27年法律第283号）第5条に規定する電源開発等」を「水力若しくは火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備」に、「第2条第8項」を「第2条第10項」に改める。

第20条第1項第1号のソ中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第18号」に改める。

第22条第6号中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第18号」に、「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

（長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正）

第3条 長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に、「一般電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

環境エネルギー課

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月17日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考、様式第6号の備考及び様式第9号の備考の1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

様式第15号の備考及び様式第26号の備考の1中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月17日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の長野市松代交番の項中「松代町東寺尾の一部」を「松代町城北 松代町東寺尾 松代町城東」に、「篠ノ井東福寺の一部」を「篠ノ井東福寺の一部 松代町西条 松代町豊栄 松代町清野 松代町岩野の一部 松代町柴 松代町牧島 松代町小島田 松代町大室」に改め、同5の長野市清野警察官駐在所の項から長野市柴警察官駐在所の項までを削り、同表の19の塩尻市塩尻駅前交番の項中「大字棧敷」を「大字大門 大字棧敷」に、「大字金井」を「大字みどり湖 大字金井 大字峰原」に、「大字旧塩尻」を「大字旧塩尻 大字宗賀」に改め、同19の塩尻市宗賀警察官駐在所の項を

削る。

別表第4の組織犯罪対策課の項中

暴力団排除対策官	警 視	暴力団排除活動に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督
意見聴取官	警 視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督

を

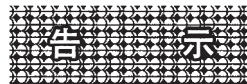
意見聴取官	警 視	意見聴取の主宰及び部下職員の指揮監督
-------	-----	--------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

警 務 課



長野県告示第161号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項（第17条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定により、一般財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年3月17日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 変更前の事務所の所在地  
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎1階
- 2 変更後の事務所の所在地  
長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター1階
- 3 変更年月日  
平成28年4月1日

消 防 課